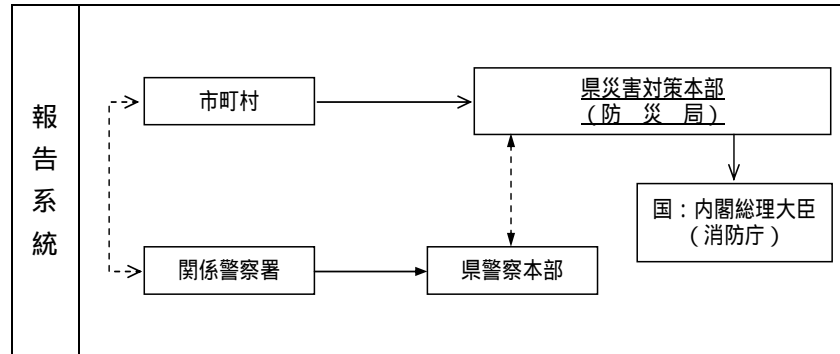


現 行

109

伝達要領

1 人、住家被害等
(図中)



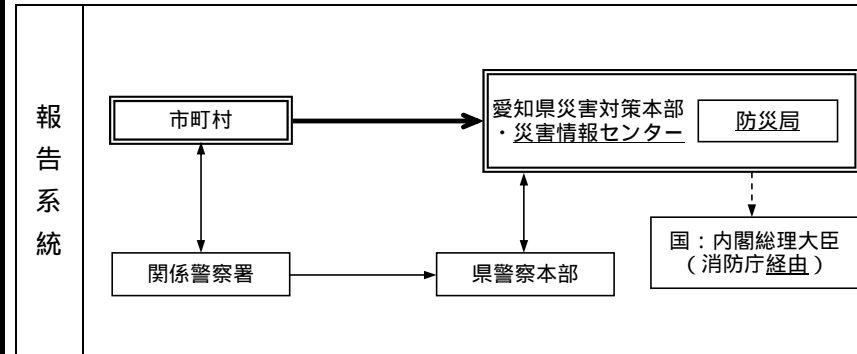
凡例

- 主要伝達ルート
- - - -> 予備伝達ルート

改 正 案

伝達要領

1 人、住家被害等
(図中)



凡例

- 防災情報システム
- - - -> その他情報システム
-> FAX・無線(高度情報)
- - - -> 無線(一般)
- - - -> FAX・電話(一般)
- その他
- ▭ 県防災行政無線設置機関
- ▭ 県防災行政無線未設置機関

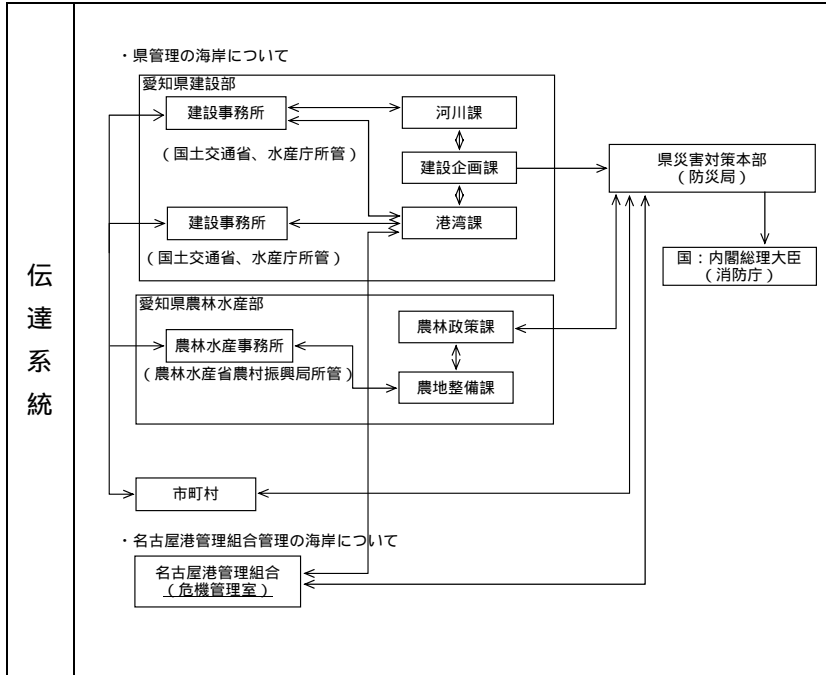
現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行		改 正 案	
110	<p>2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害</p> <p>(1) 河川被害</p> <p>伝達を要する場合 愛知県災害対策本部は又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害(河川管理施設の損壊、河川の堤防が破堤又は越水が生じたとき等。)が発生したとき、及び応急復旧したとき。 (略)</p> <p>(図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害</p> <p>(1) 河川被害</p> <p>伝達を要する場合 愛知県災害対策本部は又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害(河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた(溢水)とき等。)が発生したとき、及び応急復旧したとき。 (略)</p> <p>(図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>洪水予報の用語の変更 (県建設部)</p> <p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p>

現 行

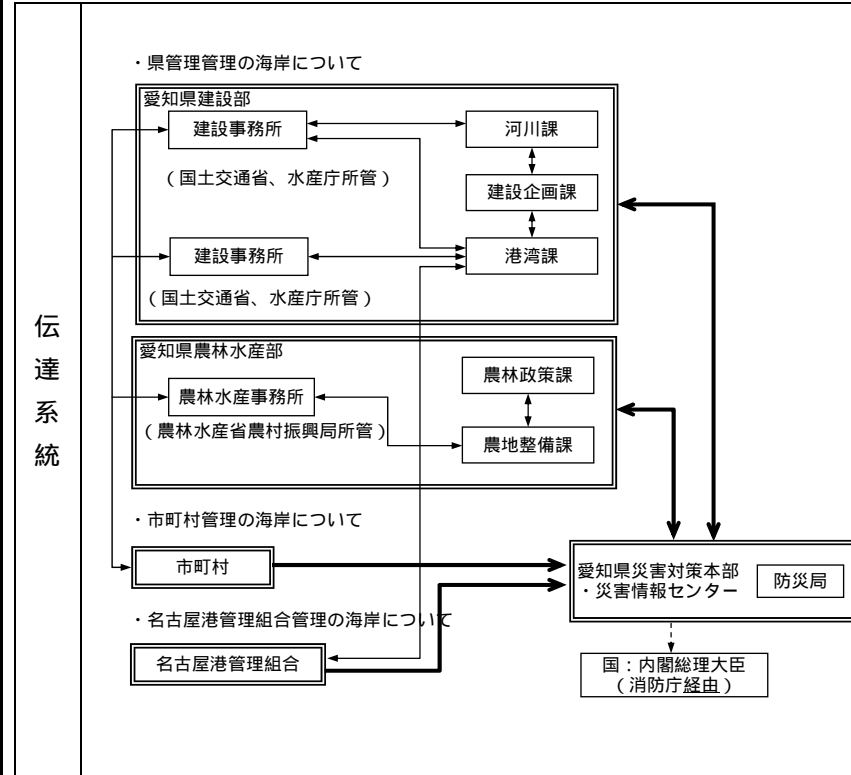
111

(2) 海岸被害
(図中)



改 正 案

(2) 海岸被害
(図中)

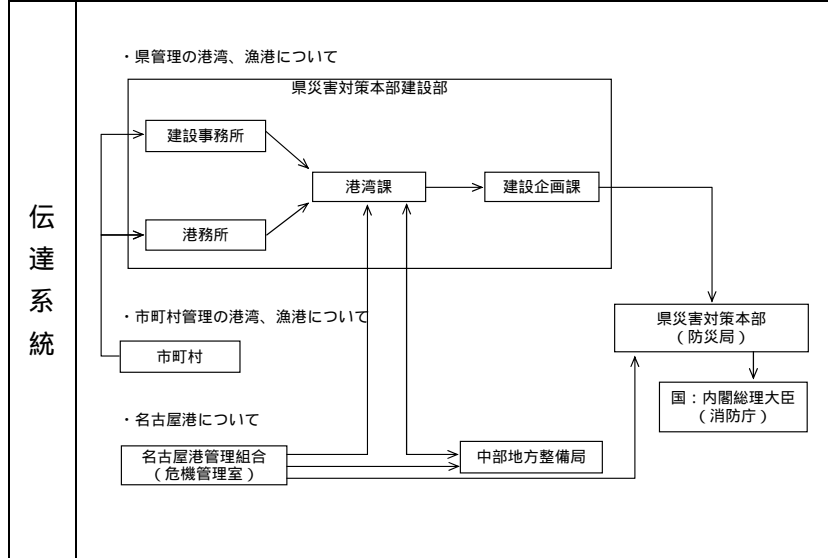


現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行		改 正 案	
112	<p>(3) 貯水池・ため池等被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p> <p>・県管理の貯水池(羽布ダム)について 県災害対策本部農林水産部 農林水産事務所 → 農地計画課 → 農地整備課 → 農林政策課 → 県災害対策本部(防災局) → 国:内閣総理大臣(消防庁)</p> <p>・市町村、土地改良区、個人等の管理するため池について 市町村 → 農林水産事務所</p>	<p>(3) 貯水池・ため池等被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p> <p>・県管理の貯水池(羽布ダム)について 愛知県農林水産部 農林水産事務所 → 農地計画課 → 農地整備課 → 農林政策課</p> <p>・市町村、土地改良区、個人等の管理するため池について 市町村 → 愛知県災害対策本部・災害情報センター(防災局) → 国:内閣総理大臣(消防庁経由)</p>	<p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p>
	<p>(4) 砂防施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p> <p>県災害対策本部建設部 建設事務所 → 砂防課 → 建設企画課 → 県災害対策本部(防災局) → 国:国土交通省砂防部 市町村 → 建設事務所</p> <p>国:内閣総理大臣(消防庁)</p>	<p>(4) 砂防施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p> <p>愛知県建設部 建設事務所 → 砂防課 → 建設企画課</p> <p>市町村 → 愛知県災害対策本部・災害情報センター(防災局) → 国:国土交通省防災部 市町村 → 愛知県災害対策本部・災害情報センター(防災局) → 国:内閣総理大臣(消防庁経由)</p>	<p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p>

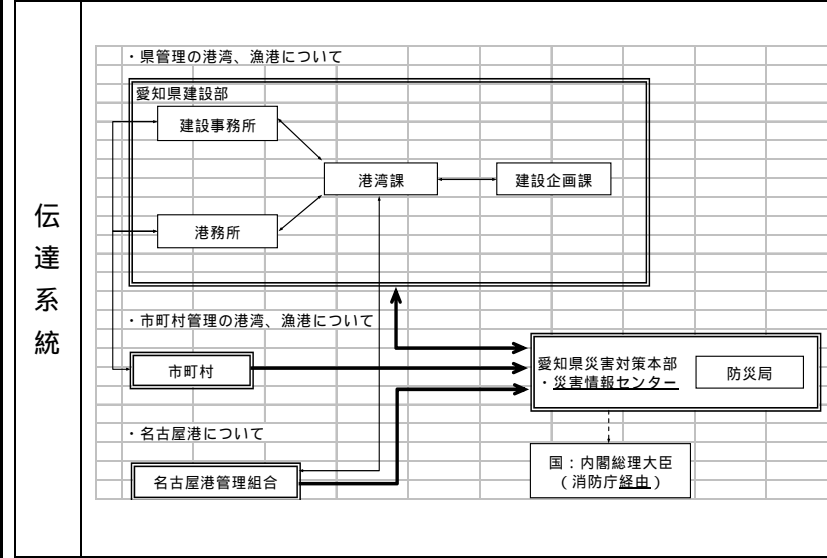
現 行

113 3 港湾及び漁港施設被害
(図中)



改 正 案

3 港湾及び漁港施設被害
(図中)

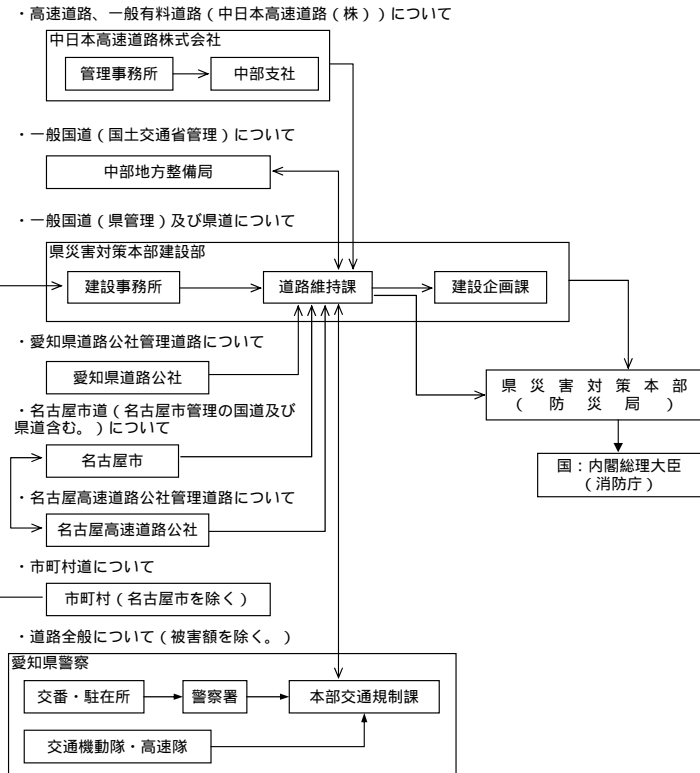


現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行

114 4 道路施設被害
(図中)

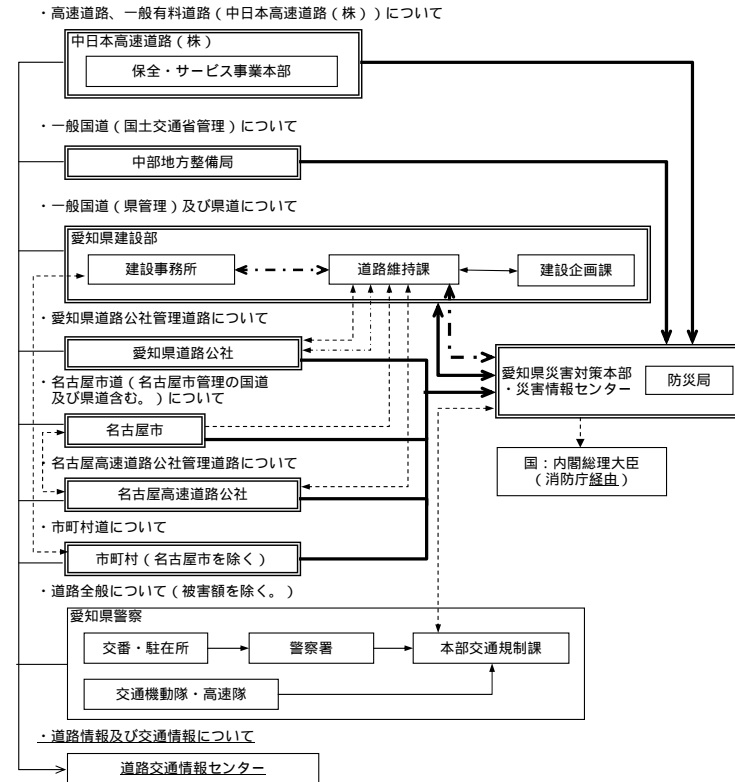
伝達系統



改 正 案

4 道路施設被害
(図中)

伝達系統

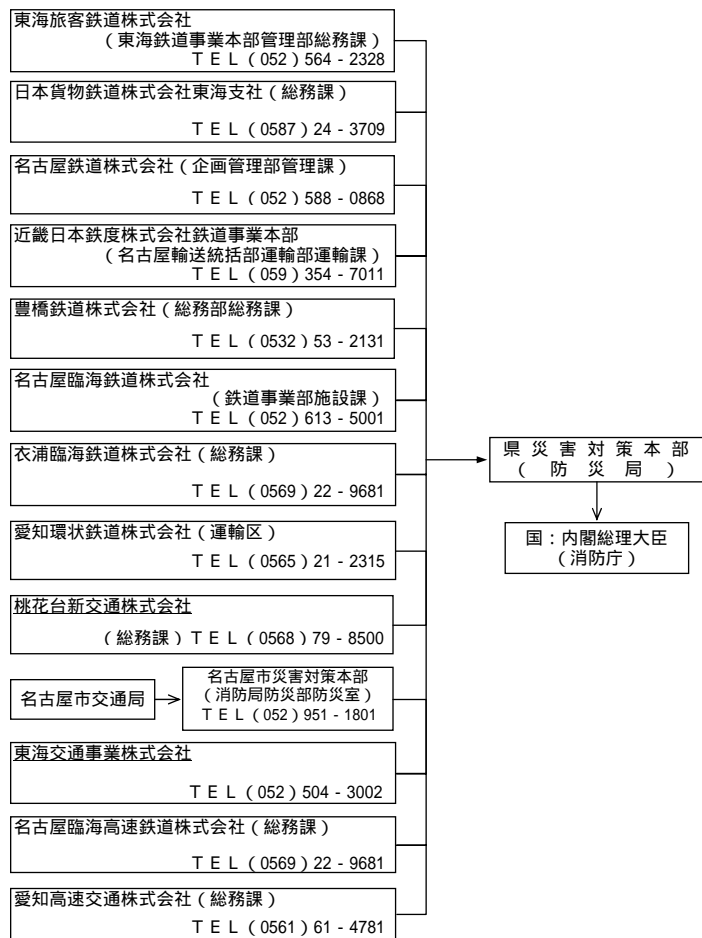


現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行

115 5 鉄道施設被害

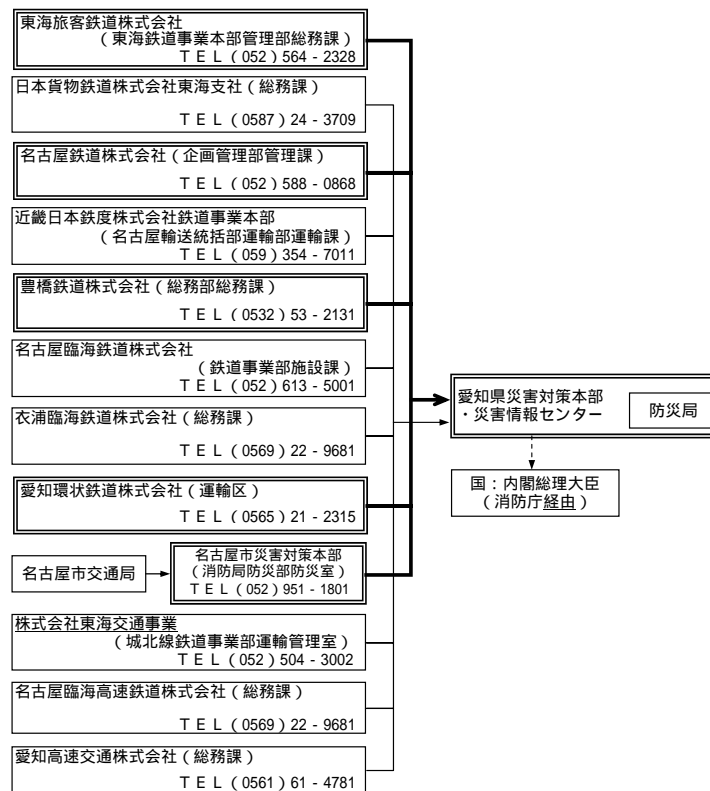
伝達系統



改 正 案

5 鉄道施設被害

伝達系統



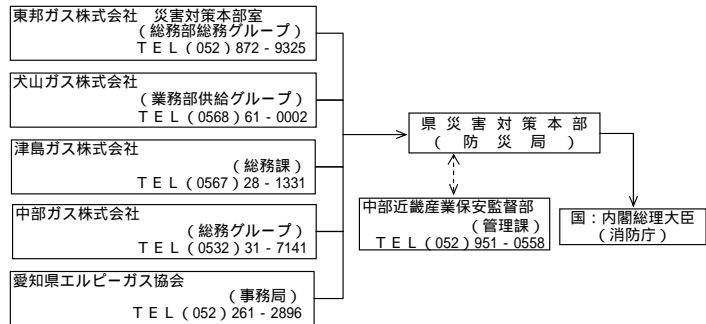
現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行		改 正 案	
116	<p>6 電信電話施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>6 電信電話施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p> <p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p>
	<p>7 電力施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>7 電力施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	

現 行

118 8 ガス施設被害
(図中)

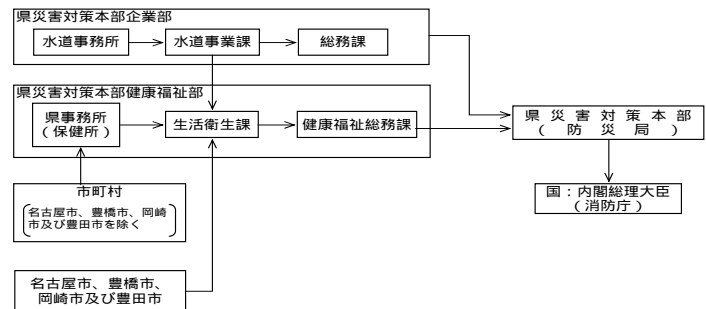
伝達系統



改 正 案

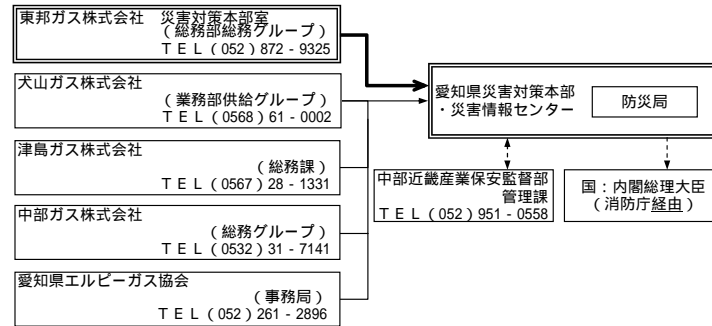
118 9 水道施設被害
(図中)

伝達系統



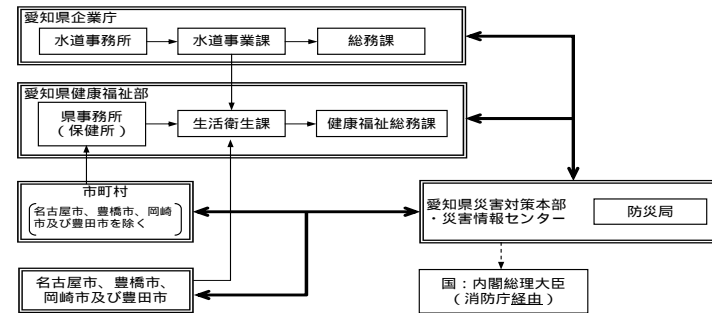
8 ガス施設被害
(図中)

伝達系統



9 水道施設被害
(図中)

伝達系統

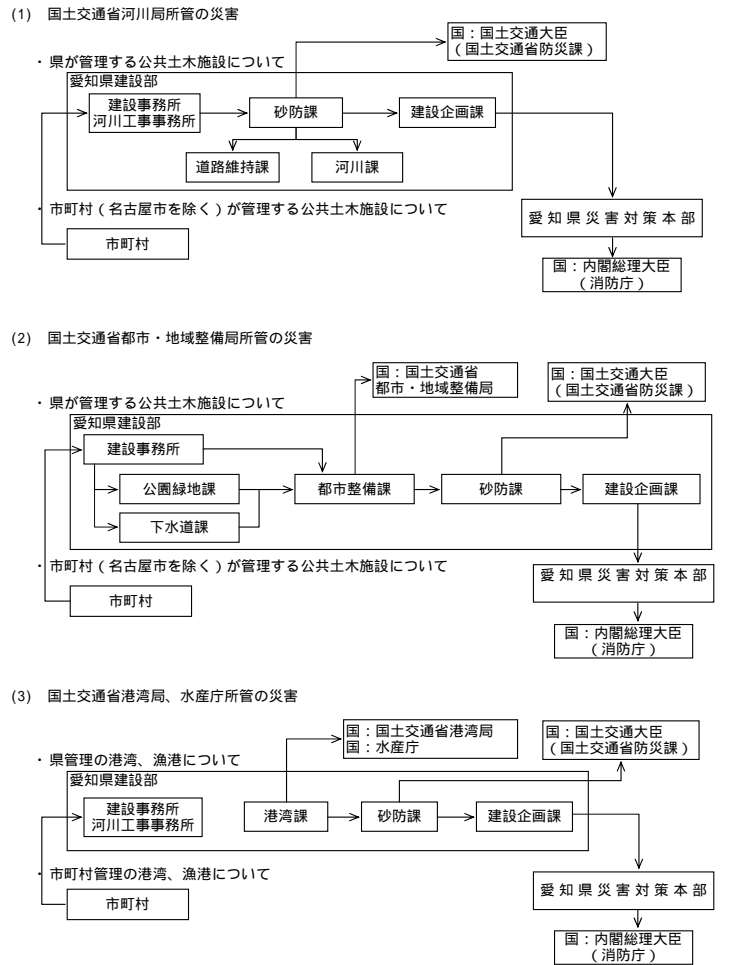


現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行

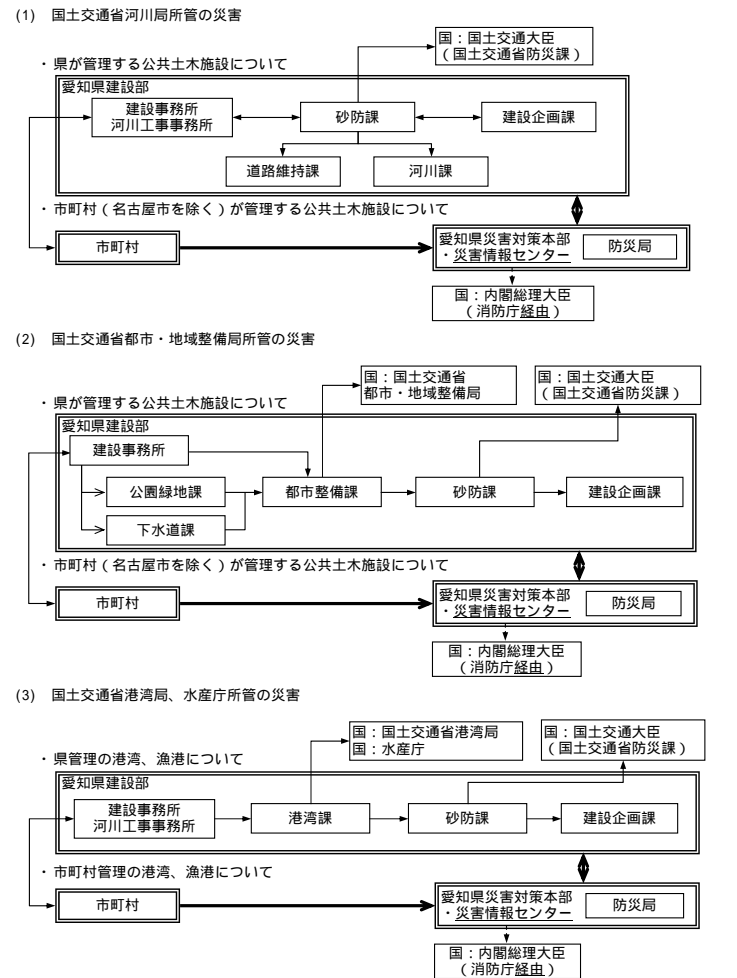
119 10 公共土木施設被害
(図中)



伝達系統

改 正 案

10 公共土木施設被害
(図中)



伝達系統

現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)

現 行		改 正 案	
123	<p>第4章 避難及び避難所の設置</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)避難のための準備情報・勧告・指示及び報告通知</p> <p>カ 自衛官 (略)</p> <p>(イ)報告(自衛隊法第94条)</p> <p style="text-align: center;"> 自衛官 → 防衛庁長官の指定するもの </p>	<p>第4章 避難及び避難所の設置</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)避難のための準備情報・勧告・指示及び報告通知</p> <p>カ 自衛官 (略)</p> <p>(イ)報告(自衛隊法第94条)</p> <p style="text-align: center;"> 自衛官 → 防衛大臣の指定するもの </p>	<p>防衛省への移行 (国)</p>
125	<p>(6)避難所の運営</p> <p>ケ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。</p> <p>コ 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p>	<p>(6)避難所の運営</p> <p>ケ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</p> <p>コ 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p>	<p>用語の整理 (県防災局)</p>
129	<p>第5章 食品の供給</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3)炊き出し用として米穀(精米)を確保する手続図(災害救助法適用時) (記載なし)</p> <p>なお、市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、東海農政局の最寄の地域課長に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>第5章 食品の供給</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3)米穀</p> <p><u>市町村は炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。</u></p> <p><u>市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県、東海農政局と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。</u></p> <p>なお、市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、東海農政局の最寄の地域課長に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>災害救助法との関係性を明確にするため修正 (県農林水産部)</p>

現 行		改 正 案	
133	<p>第9章 医療・助産(医療救護)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療・助産の救護活動の実施</p> <p>ア 救護活動</p> <p>(ア)～(カ)</p> <p>(キ)県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動であって、自衛隊機などによる航空搬送時の診療、広域搬送医療拠点(ステージケアユニット:SCU)での患者の安定化処置・搬送トリアージ等の診療、運営を含む。)における医療活動を総括するSCU本部をSCU内に設置する。</p>	<p>第9章 医療・助産(医療救護)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療・助産の救護活動の実施</p> <p>ア 救護活動</p> <p>(ア)～(カ)</p> <p>(キ)県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動であって、自衛隊機などによる航空搬送時の診療、<u>広域搬送拠点臨時医療施設</u>(ステージケアユニット:SCU)での患者の安定化処置・搬送トリアージ等の診療、運営を含む。)における医療活動を総括するSCU本部をSCU内に設置する。</p>	<p>東海地震応急対策活動要領の表現に合わせた修正 (県健康福祉部)</p>

現 行			改 正 案		
135	別表 医療救護班一覧表(表中)		別表 医療救護班一覧表(表中)		医療救護班数の変更(医師会)
	機 関 名 等	班 数	機 関 名 等	班 数	
	愛知県医師会 (名古屋地区)	194	愛知県医師会 (名古屋地区)	255	
	名古屋市医師会 (尾張地区)	(43)	名古屋市医師会 (尾張地区)	(67)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	尾北医師会	(14)	尾北医師会	(3)	
	海部郡医師会	(4)	海部医師会	(4)	
	稲沢医師会	(6)	稲沢市医師会	(9)	
	知多郡医師会	(10)	知多郡医師会	(8)	
	小 計	(86)	小 計	(76)	
(三河地区)		(三河地区)			
豊橋市医師会	(4)	豊橋市医師会	(23)		
岡崎市医師会	(6)	岡崎市医師会	(16)		
豊川宝飯医師会	(6)	豊川宝飯医師会	(8)		
碧南市医師会	(3)	碧南市医師会	(3)		
刈谷医師会	(10)	刈谷医師会	(10)		
豊田加茂医師会	(7)	豊田加茂医師会	(13)		
蒲郡市医師会	(3)	蒲郡市医師会	(3)		
安城市医師会	(6)	安城市医師会	(12)		
西尾幡豆医師会	(9)	西尾幡豆医師会	(9)		
北設楽郡医師会	(2)	北設楽郡医師会	(2)		
新城医師会	(6)	新城医師会	(6)		
渥美医師会	(3)	渥美医師会	(7)		
小 計	(65)	小 計	(112)		
136	機 関 名 等	班 数	機 関 名 等	班 数	医療救護班数の変更(日本赤十字)
	日本赤十字社愛知県支部	18	日本赤十字社愛知県支部	19	
	名古屋第一赤十字病院	(9)	名古屋第一赤十字病院	(10)	
	名古屋第一赤十字病院 (略)	(9)	名古屋第一赤十字病院 (略)	(9)	
	合 計	232	合 計	292	

現 行		改 正 案																																		
161	<p>第21章 一般通信施設等</p> <p>3 実施内容</p> <p>(5) 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤルを運用する。</p> <p>災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンタを通して被災者の安否確認を行うものである。</p> <p>(図 略)</p> <p>(表 略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>第21章 一般通信施設等</p> <p>3 実施内容</p> <p>(5) 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。</p> <p>ア 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンタを通して被災者の安否確認を行うものである。</p> <p>(図 略)</p> <p>イ 災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。</p> <p>(7) KDDIでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。(利用料金は無料)</p>	<p>災害用ブロードバンド伝言板の追加 (NTT)</p> <p>災害用伝言板サービスの追加 (KDDI)</p>																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">伝言板</td> <td>基本</td> <td>安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">安否情報の登録</td> <td>登録方法</td> <td>Ezweb トップメニュー 災害用伝言板 登録</td> </tr> <tr> <td>被災状況</td> <td>「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)</td> </tr> <tr> <td>コメント入力</td> <td>全角100文字まで</td> </tr> <tr> <td>保存期間</td> <td>最大72時間</td> </tr> <tr> <td>登録可能件数</td> <td>10件/1電話番号</td> </tr> <tr> <td>安否情報登録利用地域</td> <td colspan="2">被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺(登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">お知らせメール</td> <td colspan="2">伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</td> </tr> <tr> <td>設定宛先件数</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>送信者アドレス</td> <td>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メール内容</td> <td>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</td> </tr> <tr> <td>安否情報が登録登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク</td> </tr> <tr> <td>安否情報確認</td> <td colspan="2">地域制限なく、au携帯電話番号で検索可能 Ezweb トップメニュー 災害用伝言板 登録 安否情報を確認したい相手の携帯電話番号Gのりを入力し「検索する」を押す。 au携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</td> </tr> </tbody> </table>	機能	内容		伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)	安否情報の登録	登録方法	Ezweb トップメニュー 災害用伝言板 登録	被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)	コメント入力	全角100文字まで	保存期間	最大72時間	登録可能件数	10件/1電話番号	安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺(登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)		お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能		設定宛先件数	5件	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス	メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号	安否情報が登録登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク	安否情報確認	地域制限なく、au携帯電話番号で検索可能 Ezweb トップメニュー 災害用伝言板 登録 安否情報を確認したい相手の携帯電話番号Gのりを入力し「検索する」を押す。 au携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示		
機能	内容																																			
伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)																																		
	安否情報の登録	登録方法	Ezweb トップメニュー 災害用伝言板 登録																																	
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)																																	
		コメント入力	全角100文字まで																																	
		保存期間	最大72時間																																	
		登録可能件数	10件/1電話番号																																	
安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺(登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)																																			
お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能																																			
	設定宛先件数	5件																																		
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス																																		
	メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号																																		
		安否情報が登録登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク																																		
安否情報確認	地域制限なく、au携帯電話番号で検索可能 Ezweb トップメニュー 災害用伝言板 登録 安否情報を確認したい相手の携帯電話番号Gのりを入力し「検索する」を押す。 au携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示																																			

現 行		改 正 案	
171	(7) (略) 第25章 海上災害対策 (図中) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 中部地方整備局 海域環境・海岸課 </div>	(8) (略) 第25章 海上災害対策 (図中) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 中部地方整備局 港湾空港防災・危機管理課 </div>	(7)の追加に伴う番号の変更 組織の変更 (中部地方整備局)
176 177	第26章 航空災害対策 3 情報の伝達系統 (1) 中部国際空港 ア空港内で事故が発生した場合 (図中) 	第26章 航空災害対策 3 情報の伝達系統 (1) 中部国際空港 ア空港内で航空機事故が発生した場合 (図中) 	連絡先機関数増に伴うもの (株)中部国際空港) H18.2 「緊急計画」変更

現 行		改 正 案	
178	<p>イ空港周辺で事故が発生した場合 (図中)</p>	<p>イ空港周辺で航空機事故が発生した場合 (図中)</p> <p>(セントレア・オペレーション・センターからの連絡先に「動物検疫所中部空港支所」、「植物検疫所中部空港支所」、「中部スカイサポート(株)」を追加)</p>	<p>連絡先機関数増に伴うもの (株)中部国際空港 H18.2 「緊急計画」変更</p>
179	<p>(2) 愛知県名古屋飛行場 ア 飛行場内で事故が発生した場合 (表中) 愛知県警察本部 — 地元医師会</p>	<p>(2) 愛知県名古屋飛行場 ア 飛行場内で事故が発生した場合 (表中) 愛知県警察本部 — 地元医師会 (「愛知県警察本部」から「地元医師会」への を削除)</p>	<p>現状に整理 (県地域振興部)</p>

現 行	改 正 案	
<p>183 5 愛知県名古屋飛行場実施内容 (1) 名古屋空港事務所の措置 ア(略)</p> <p>イ 航空機災害に係る火災が発生したときは、航空自衛隊及び地元消防機関の協力を得て消防活動を実施する。</p> <p>ウ(略)</p> <p>エ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合には、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。</p> <p>(記載なし)</p> <p>オ 空港内において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、<u>救護所、負傷者の収容所及び死体収容所を確保する。</u></p> <p>(記載なし)</p>	<p>5 愛知県名古屋飛行場実施内容 (1) 名古屋空港事務所の措置 ア(略)</p> <p>イ 航空機事故が発生した場合は、航空自衛隊及び地元消防機関の協力を得て<u>消火救難活動</u>を実施する。</p> <p>ウ(略)</p> <p>エ 空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。</p> <p><u>オ 空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>カ 空港内において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、<u>救難救助隊を編成し、救護所及び遺体安置所等を設置し、救難救助活動を実施する。</u></p> <p>キ <u>滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置を取るとともに、早期復旧を図る。</u></p>	<p>「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づく記載及び語句の修正 (県地域振興部)</p> <p>「愛知県名古屋飛行場救難救助業務に関する協定」に基づく行動を記載及び語句の修正 (県地域振興部)</p> <p>設置管理者としての責務を記載 (県地域振興部)</p> <p>設置管理者としての責務を記載 (県地域振興部)</p>

現 行		改 正 案								
215	第36章 ボランティアの受入れ 3 実施内容 (1) ボランティア支援本部の開設 ア 県及び被災市町村は、災害対策本部内に必要な机、イス及び電話等資 機材を確保して、(略) イ (略)、登録ボランティアグループにボランティア協力支援を依頼する。	第36章 ボランティアの受入れ 3 実施内容 (1) ボランティア支援本部の開設 ア 県及び被災市町村は、災害対策本部内に必要な机、椅子及び電話等資 機材を確保して、(略) イ (略)、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。	地震災害対策計画と の整合(県防災局) 誤記修正 (県防災局)							
216	(3) ボランティア団体は概ね次の団体等が予想される。 ア (略)、日本ボーイスカウト愛知県連盟、(略) ウ (略)、高等技術専門学校、(略)	(3) 協力が予想されるボランティア団体 ア (略)、日本ボーイスカウト愛知連盟、(略) ウ (略)、高等技術専門学校、(略)								
224	第41章 自衛隊の災害派遣 5 災害派遣要請等手続 229 (4) 連絡先 (表中)	第41章 自衛隊の災害派遣 5 災害派遣要請等手続 (4) 連絡先 (表中)	県が割り振っている無 線について、宛先等 を明確化 (県防災局) 県が割り振っている無 線について、宛先等 を明確化 (県防災局)							
	<table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第10師団指令部</td> <td>(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線531(防衛班) 課業時間外:内線301(当直室) (防災行政無線)8-8230-31、32 (衛星電話) 9-823-23</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第35普通科連隊</td> <td>(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線460(防衛班) 課業時間外:内線477(当直室) (衛星電話) 9-823-24</td> </tr> </table>	陸上自衛隊第10師団指令部		(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線531(防衛班) 課業時間外:内線301(当直室) (防災行政無線)8-8230-31、32 (衛星電話) 9-823-23	陸上自衛隊第35普通科連隊	(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線460(防衛班) 課業時間外:内線477(当直室) (衛星電話) 9-823-24	<table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第10師団指令部</td> <td>(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線531(防衛班) 課業時間外:内線301(当直室) (防災行政無線)8-8230-31(作戦室) 32(当直) 33(防衛班) (衛星電話) 9-同上</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第35普通科連隊</td> <td>(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線460(防衛班) 課業時間外:内線477(当直室) (防災行政無線)8-8230-34 (衛星電話) 9-同上</td> </tr> </table>	陸上自衛隊第10師団指令部	(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線531(防衛班) 課業時間外:内線301(当直室) (防災行政無線)8-8230-31(作戦室) 32(当直) 33(防衛班) (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊第35普通科連隊
陸上自衛隊第10師団指令部	(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線531(防衛班) 課業時間外:内線301(当直室) (防災行政無線)8-8230-31、32 (衛星電話) 9-823-23									
陸上自衛隊第35普通科連隊	(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線460(防衛班) 課業時間外:内線477(当直室) (衛星電話) 9-823-24									
陸上自衛隊第10師団指令部	(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線531(防衛班) 課業時間外:内線301(当直室) (防災行政無線)8-8230-31(作戦室) 32(当直) 33(防衛班) (衛星電話) 9-同上									
陸上自衛隊第35普通科連隊	(加入電話)052-791-2191 課業時間内:内線460(防衛班) 課業時間外:内線477(当直室) (防災行政無線)8-8230-34 (衛星電話) 9-同上									

現 行		改 正 案		
陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話)0533-86-3151 課業時間内:内線232(第3科) 課業時間外:内線302(当直室) (防災行政無線)8-8240-31,32 (衛星電話) 9-824-23	陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話)0533-86-3151 課業時間内:内線232(第3科) 課業時間外:内線302(当直室) (防災行政無線)8-8240-31(作戦室) 32(当直) 33(第3科) (衛星電話) 9-同上	<p>県が割り振っている無線について、宛先等を明確化 (県防災局)</p> <p>H16年度、駐屯地司令職務の移譲により第10後方支援連隊へ変更 (第10師団)</p> <p>第3幕僚室への直通電話の新設による (海上自衛隊)</p> <p>県が割り振っている無線について、宛先等を明確化 (県防災局)</p>
陸上自衛隊第10施設大隊	(加入電話)0568-81-7183 課業時間内:内線232(第3科) 課業時間外:内線302(当直室)	陸上自衛隊第10後方支援連隊	(加入電話)0568-81-7183 課業時間内:内線232(第3科) 課業時間外:内線302(当直室)	
航空自衛隊第1輸送航空隊	(加入電話)0568-76-2191 課業時間内:内線4032(防衛部) 課業時間外:内線4017(基地当直) (防災行政無線)8-8250-31,32 (衛星電話) 9-825-21	航空自衛隊第1輸送航空隊	(加入電話)0568-76-2191 課業時間内:内線4032(防衛部) 課業時間外:内線4017(基地当直) (防災行政無線)8-8250-31(作戦室) 32(当直) (衛星電話) 9-同上	
海上自衛隊筑波地方総監部	(加入電話) 課業時間内外共通 046-823-1009 (オペレーション直通)	海上自衛隊筑波地方総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721	